

令和元年度定例第一回（春）関東地方知事会議

会 議 録

令和元年5月22日（水）

（於 都道府県会館 知事会会議室）

関 東 地 方 知 事 会

令和元年度定例第一回（春）関東地方知事会議

1 日 時 令和元年5月22日（水）13：54～15：36

2 会 場 都道府県会館 3階 知事会会議室

3 出席者

会長	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	茨城県知事	大井川和彦
	栃木県知事	福田富一
	群馬県知事	大澤正明
	埼玉県知事	上田清司
	神奈川県知事	黒岩祐治
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	長野県副知事	小岩正貴

4 協議事項

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 平成30年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について

5 その他

6 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは皆様、私は、本日の事務局を担当しております、千葉県総合企画部の部長の石川と申します。進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。では着座にて失礼をいたします。

各都県知事様におかれましては、御発言に際しましては、マイクスイッチをオンにしてから御発言をいただきますよう、お願いを申し上げます。

また、報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は、会長の挨拶終了までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、東京都の小池知事におかれましては、遅れて到着されるということでございます。それまでは猪熊副知事に代理で御出席いただいております。

協議の進行に当たりまして、東京都提案は長野県提案の後に小池知事から補足説明をいただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度定例第一回春の関東地方知事会議を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長であります、千葉県の森田知事から御挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○森田会長（千葉県知事）

皆様、こんにちは。きょうは御多忙の中御参集賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

関東地方知事会の申し合わせにより、私が1年間会長を務めさせていただきます。改めまして、千葉県知事の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

初めに、さきの選挙で初当選されました山梨県の長崎知事と、再選さ

れました神奈川県黒岩知事には、心よりおめでとうと申し上げます。
おめでとうございました。

さて、関東地方知事会では、地方自治の円滑な運営と進展を図るため、さまざまな諸課題において議論を行い、国に対して提案、要望を今までしっかりと行ってまいりました。本日は、地方分権を初めとして、医師確保対策、児童虐待防止対策など、多岐にわたって議論を予定しており、意見交換を通じ、より実りのある会議になることをお願い申し上げます。

それと同時に、何しろスピーディーに簡潔に進めたいなど、そのように思っております。

これにかわりまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○事務局

それでは、報道関係の皆様におかれましては、記者席のほうにお戻りくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、ここから先は、会長に進行をお願いいたしたいと思います。

(3) 新任・再任知事挨拶

○会長

それでは、協議の前に、前回の会議後に当選されました知事を御紹介いたします。

本年1月の山梨県知事選挙で初当選されました長崎知事、御挨拶をお願いいたします。

○山梨県知事

御紹介いただきました、山梨県知事の長崎幸太郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

よろしくどうぞお願いします。

続きまして、本年4月の神奈川県知事選挙で再選されました黒岩知事、御挨拶をお願い申し上げます。

○神奈川県知事

ありがとうございます。さきの選挙で3期目の当選をさせていただきました。また初心に戻って、しっかりと関東共通の話題について、皆様と議論を深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 平成30年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について

○会長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

さて、協議事項にまいります。国の施策及び予算に関する提案・要望についてでございます。

それでは、協議に入らせていただきます。お手元の次第に従いまして、初めに、(1)の国の施策及び予算に関する提案・要望についての協議をお願いします。資料1です。提案・要望事項についてを1枚おめくりいただき、提案・要望事項一覧を御覧ください。

まず、事務局から1から12の提案・要望について、一括して御説明申し上げます。その後、項目ごとに意見交換をお願いいたします。

それでは事務局、お願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料に従いまして説明をさせていただきます。

資料1の提案・要望事項(案)の1ページを御覧ください。まず、1. 地方分権改革の推進についてでございます。これは共同提案として、毎年提案・要望を行っている事項でございます。地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、2ページから5ページにございます、真の地方分権型社会の実現といたしまして、事務・権限の移譲など

6項目、また、6ページから14ページにございます、真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築といたしまして、分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革など12項目の、合わせて18項目につきまして提案・要望を行うものでございます。

次に、15ページを御覧ください。東京都提案といたしまして、2. 都市インフラ機能の維持・保全についてでございます。今後、一斉に更新時期を迎えることとなる都市インフラを、良質な社会資本ストックとして次世代に継承するため、戦略的な維持管理と計画的な更新に係る財源の確保などを求める提案・要望でございます。

次に、16ページを御覧ください。茨城県提案の3. 医師確保対策についてでございます。地方における医師不足を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制を構築するため、地域偏在及び診療科偏在の解消、地域に必要な医師の確保に向けた対策などを求める提案・要望でございます。

次に、17ページを御覧ください。栃木県提案の4. 外国人材の受入れと多文化共生施策についてでございます。本年4月から始まった特定技能による外国人材の受け入れを契機として、外国人の受け入れ環境の整備を行うとともに、地方が施策を行うための財源を確保することや、外国人に対して日本語教育等を受ける機会を提供する仕組みを構築することなどを求める提案・要望でございます。

次に、19ページを御覧ください。群馬県提案の5. 豚コレラ対策の強化についてでございます。昨年9月に発生した豚コレラに対し、豚コレラウイルスの発生原因と侵入経路を早期に解明することや養豚場への侵入防止対策に係る財政支援を拡充することなどを求める提案・要望でございます。

次に、21ページを御覧ください。埼玉県提案の6. 児童虐待防止対策の充実についてでございます。全国で数多く発生している児童虐待に対応する体制整備を進め、児童の安全を確保するために、児童相談所等の人材確保策を講ずることや職員の配置、施設の整備や改修に係る財源確保などを求める提案・要望でございます。

次に、23 ページを御覧ください。千葉県提案の 7. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に対応する治安基盤の強化についてでございます。関東地方知事会構成都県が抱えるソフトターゲットでのテロ等違法行為に対応するための各種装備資機材を充実することや、急増する来日外国人が安心して過ごす環境の整備に向けて、警察官の増員やコミュニケーション資機材などの充実を求める提案・要望でございます。

次に、24 ページを御覧ください。神奈川県提案の 8. 医療人材の確保及び勤務環境の改善に向けた政策の充実についてでございます。高齢者人口が増加する中、持続可能で効率的な医療提供体制を構築するには、医療人材を確保することが喫緊の課題であり、また、医療人材の負担を軽減し、勤務環境の改善を図ることが重要であることから、地域の実情に応じた医師の確保策を講じることや、医療クラークや最先端テクノロジーを活用することなどを求める提案・要望でございます。

次に、26 ページを御覧ください。山梨県提案の 9. 令和元年度経済対策の実施についてでございます。中国経済の減速や消費税率の引き上げによる景気の悪化に対応するため、インフラ整備に向けた予算の確保や個人消費の喚起、中小企業支援などの経済対策を求める提案・要望でございます。

次に、27 ページを御覧ください。静岡県提案の 10. 地震・風水害対策等の推進についてでございます。地震・大雨等による被害を最小限にとどめるため、地域の国土強靱化の取組への支援や避難所運営体制の強化など、9 項目について提案・要望するものでございます。

次に、34 ページを御覧ください。長野県提案の 11. 少花粉苗木への植替え等による花粉症発生源対策の加速化と木材利用の促進についてでございます。国民の 3 割が罹患していると言われる花粉症への対策として、花粉症発生源対策の加速化と木材利用の促進を図るため、施設の木造化などに対する支援を充実することや、少花粉苗木への植替えのための予算を確保することなどを求める提案・要望でございます。

最後に、36 ページを御覧ください。12. 道路網の整備促進等について

でございます。これは共同提案でございますが、各都県にかかわる 23 項目の道路の整備促進を初め、高速道路網の有効活用や老朽化対策などを求める提案・要望でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

よろしゅうございますか。

それでは地方分権改革の推進について協議に入らせていただきます。皆さんから、御意見・御発言がございましたらお願いいたします。いかがですか。

静岡県。

○静岡県知事

全くこれ賛同するということで、訂正を求めるものではありませんけれども、この冒頭に地方分権社会の実現のこの冒頭でございますけれども、国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねると書かれております。これ、平成の 30 年間の間、こうした方向で国は動いていたはずですがけれども、実際は実現しなかったということで、地方分権、地域創生というものは、いわばスローガン倒れに終わっていると。私は一極集中、特に中央政府の巨大化ということについては、国内外の関心事でございますが、これに対する一つの方法は、この外交や安全保障や、あるいは防衛とか、全体の調整だとか、そうしたものに限ったものを違う場所でやるという提案が、もう既に平成期の初めから国会で首都機能を移転することを通してやっということが議決されて、1999 年の国会等移転審議会で、この 10 年かけて調べた那須野が原への移転ということもうたわわれていて、それ以降、3 年間、衆議院の特別委員会でこの件について議論をされて、決められないということを決めて、宙ぶらりんになったまま終わっております。

ですから私は、改めて、首都機能の移転を通して、国自体がみずからの脂肪太りしているものをそぎ落とすというようなこともこれから考

えるべきではないかと。

なぜかという、一つには、実は私、東日本大震災復興協力本部長を昨年の6月からお預かりしているんですけども、福島県、宮城県、岩手県を回りまして、なかんずく福島県では帰還困難区域というものがございまして、四、五万の人は帰ることができません。特に双葉町とか大熊町とか、その人たちは埼玉県のいろんな御助力もあったりして、双葉町などは全町を挙げて移ってこられたりしたと。しかし、帰ることができません。帰還困難区域はもう放射能に汚染されていて、土壌はひっぺがえされて、田畑は全然使えないようになっていきますし、家も使えないと、かわいそうな状態でありまして、その人たちが希望を持てるのは、福島県のすぐ近くにある栃木県のいわゆる那須塩原のところですね。あそこに最初、30万とか60万人規模で新しい首都機能をつくらうと言っておりますから、その新しい国の顔の担い手として一緒に住みませんかというふうなことが、意味のある提案ができるということで、私は少なくとも知事になりまして10年間、同じことを繰り返し言っているわけですが、実現できなかったことに対して、国もみずからのずうたいを小さくしなさいというふうなことを提言する、そうした問題意識を共有できればなというふうに思う次第でございます。

○会長

なるほど、ありがとうございます。

どうぞ、栃木県。

○栃木県知事

那須地域を有力候補地として御支援をいただき、ありがとうございます。

栃木県といたしましては、議会に国会等移転促進協議会を設置し続けております。さらに、国に対し、国会等移転のワンステップとして、外国要人の迎賓をはじめ多様な機能を持った「キャンプ那須（仮称）」を考えてほしいと要望しております。このような活動を栃木県としては今

も続けているということをお願いしたいと思います。
以上です。

○会長

本当に首都機能移転は、この話が出たころ、私は、まだ衆議院で東京都でした。そして私、賛成だよと言ったら、東京の衆議院で賛成と言ったのは、私一人でした。それで、皆さんからひんしゆくを買いまして。でもやっぱり、本当にもろもろ考えたら、私は移転したほうがいいのかなど当時は思っていました。そういうことがございました。

意見はございますか。よろしゅうございますか。

どうぞ、東京。

○東京都副知事

これではなくて、こちらの提案についてでよろしいですか。

○会長

とりあえず今のいろいろ御意見が出ましたけれども、全然違うことですか。

○東京都副知事

はい。本題の分権について。

○会長

はい、どうぞ。

○東京都副知事

今回の分権の提案文についてでございます。

昨今の国による税財政の見直しは、地方の財源不足をどう解消するかという本質的な議論を深めることなく、地方間で税を取り合うような形でなされてまいりました。日本全体での持続的な成長を実現するために

は、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行い、おのこの個性や強みを発揮するということが非常に重要でございます。地方みずからが地域の課題解決に率先して取り組んでいくために、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保していく必要がございます。地方自治のさらなる発展に必要な権限とそれに見合った財源の確保、これを国に求めることが重要であると考えておりました、こうした観点から、本提案について賛成いたします。

○会長

ありがとうございます。

ほかに、よろしゅうございますか。

御意見、いろいろ出ましたけれども、案文はこのままでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

次、医師確保対策ですね。茨城県提案でございます。茨城県から補足説明がございましたらお願い申し上げます。

○茨城県知事

ありがとうございます。茨城県から、昨年度に続いて、医師不足対策について御提案をさせていただきます。

神奈川県御提案ともかぶるところがございますけれども、先般の医療法の改正などによって、都道府県において医師確保計画を策定することや、あるいは臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限が都道府県側に移譲されたというような措置が講じられて、都道府県は医師の偏在対策に主体的に取り組むということが規定されたところであり

ます。

また、国の医師需給推計によれば、2028年ごろに医師総数は均衡するとしておりますが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化・高度化など、医師の勤務環境は大きく変化しております、先行きが不透明な状況にあると考えております。

このような中で、今後、実効性ある医師確保対策を行っていくためには、医師を取り巻く状況の変化を的確に捉え、政策決定の基礎となる医師需給推計についての検証や見直しを行っていくことが必要であるとと考えておりますし、また、仮に全国的には医師の総数が充足したとしても、都道府県域を超えた地域間の偏在や診療科間の偏在の解消、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、医師不足の問題の解決にはつながらないと考えております。

このため、地方における医師不足の解消を目指して、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、2点御提案をさせていただきます。

1点目でございますが、医師需給推計及び医師偏在指標を、地域の実情をより踏まえたものとするとともに、国が主体となり、地域偏在及び診療科偏在の解消並びに地域に必要な医師の確保に向け、抜本的な対策を講ずることを要望する。

2点目ですが、医師不足が顕著な地域を優先し、医学部の新設などの規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること、これに当たり医師偏在が助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うことを要望いたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

御意見、御発言ありましたらお願いいたします。

群馬県さん。

○群馬県知事

地方における医師不足を解消するためには、まずは国が主体となって抜本的な対策を講じる必要があると思っております。

群馬県におきましても、平成 21 年度から群馬大学に地域枠を設置するなど、さまざまな対策を実施してまいりましたけれども、医師総数の不足や、地域や診療科の偏在は未だに解消できない状況であります。昨年度の医療法等の一部改正によりまして、医師確保計画策定など、都道府県が主体的に医師偏在対策に取り組むこととなりましたが、都道府県任せにするのではなく、国において医師不足の問題の解決に向けたより実効性のある仕組みの構築の検討を、是非していただきたいと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

ほかに。

はい、埼玉県さん。

○埼玉県知事

医師不足の課題はかなり深刻だと思っております。もちろん定数上の対人口比で埼玉県が一番少ない。ただ、医師の数が少ないだけではなくて、やっぱり分野別偏在、それから地域偏在、これを解消することについて、もっと国は真剣に考えていただかなければならないと思います。

やはり周産期や小児、救命救急、この3分野が極めて困難な状況になっていると。極端なことを言えば、開業医で小児をやっておられる親が、今度は医学部に入った息子さんとか娘さんに、間違っても小児なんかに来るなど、麻酔とか精神とか、訴訟とかそういうものがないようなところに行けとか、そういう話が平気で行われるようなところがあったりするんですね。だから、より崇高な理念を持つ医師に関して、そういう分

野的な偏在にならないような待遇だとか組織だとかを考えていく。

もう一つは、やっぱり地域偏在はある程度やむを得ない部分がありますので、それを支える支援体制をしっかりと構築していかないと、これは本当に、ある程度はやむを得ない部分がありますよね。どうしても人口の少ないところで病院を経営しようとは思いませんから、埼玉県であれば、都市部でやっぱり経営したいと。人口の少ないところでは新しく病院を経営しようなんて思わないですから、どうしても医師不足になってくると。それを支えるために自治医科大学なんかがありますが、この数もやっぱり限度がありますし、この地域偏在の部分支援する仕組みに関しても、それぞれ都道府県は努力はしていますが、それを支えるだけの財政的な支援も含めて、国がやっていないということを改めて申し上げて、そういう枠組をしっかりと国の責任においてやっていただくことを要望したいと思います。

賛成です。

○会長

本当に悩みですよ、これは。

ほかにありますか。

いろいろな本当に悲痛な意見も出ましたが、案文は、とりあえずこのままでよろしいですか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

じゃあ、次に行きます。外国人材の受入れと多文化共生施策について、栃木県提案でございます。よろしくお願いいたします。

○栃木県知事

それでは説明いたします。御案内のとおり、特定技能という在留資格

が創設されまして、5年間で最大34万5,000人を受け入れるとされております。国におきまして、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が取りまとめられて、各地域でそれに基づく具体的な取り組みが始まっています。

栃木県でも、皆様方のところも同様だと思いますけれども、4月の半ばに外国人相談サポートセンターを立ち上げまして、1カ月で172件の相談があったところでございます。

この受入れにつきましては、中長期的な視点に立って、総合的な方針を新たに策定するとともに、受入れ環境の整備を図ることが重要だと思います。あわせて、関係機関が情報共有、それから相互連携、その総合調整の場が必要だと考えております。また、日本語能力や日本社会の習慣等を学習できる機会を提供する公的な仕組みを構築する必要もあると考えております。さらに、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒は年々増加しておりまして、使用言語の多様化も今後さらに進むと考えられます。

については、義務標準法の規定に基づいた日本語指導を行う教員に係る基礎定数化による改善について、進度を上げて実施するとともに、外国人心理カウンセラーの育成・派遣、あるいは日本人スクールカウンセラーを有効活用するための通訳の確保など、指導・支援体制の整備を行う必要があります。

以上、外国人材の受入れと多文化共生について、皆さんの御賛同を賜りたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

御意見がございましたら、よろしゅうございますか。

どうぞ、群馬県さん。

○群馬県知事

基本的には栃木県の提案に賛成でありますけど、受入れ環境の整備に

ついて、課題の一つに、外国人が安心して適切な医療が受けられる体制の整備があります。本県ではこれまでも医療通訳ボランティアを養成し、医療機関に派遣しておりますけれども、外国人が増加・多国籍化する中で、その需要に十分に答えるため、国の拠点的な医療機関制度を活用したいので、国は県の選出する全ての医療機関に是非支援していただきたいと考えております。その点のところをよろしくお願いいたします。

文はいいんですけれども、これで。

○会長

わかりました。

よろしいですか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

それでは次にまいります。豚コレラ対策強化について、群馬県さん、よろしくお願ひします。

○群馬県知事

群馬県提案の豚コレラ対策の強化について御説明申し上げます。

昨年9月に、国内で26年ぶりの豚コレラが発生し、今なお、国内での発生が続いております。養豚農家や関係団体から、感染拡大について不安の声が上がっておりまして、養豚の盛んな群馬県としても、極めて深刻な問題であると受けとめております。未だに発生原因や感染経路が未解明であることから、豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策に万全を期すために、発生原因と侵入経路の早期解明を要望の1点目といたしたい。

また、豚コレラに感染した野生イノシシが感染原因とされることから、野生獣の養豚場への侵入防止柵の設置が必要であるほか、農場出入り口

における消毒機器等による洗浄などの対策が必要であるため、これらにかかる財政的な支援を2点目として求めていきたい。

また、発生農家におきまして、埋却困難な事例に対応するため、大阪府で使用した移動式レンダリング装置があります。全国で1台しかない状況でありまして、迅速な対応を行うためには、地域ごとに配備することを3点目として求めていきたい。

さらに、発生農家や法律による移動制限、搬出制限に係る農場への補償はありますが、制限区域外監視対象農場での出荷自粛、食肉処理場や運搬業者への業務停止処置などに対する経済的損失は計り知れないことから、これらに対する補償を4点目として求めてまいりたい。

最後に、先般、旅客携帯品からアフリカ豚コレラウイルスが確認され、近隣国で発生している家畜伝染病の国内侵入防止のために、近年の訪日外国人の増加に対応できるよう、検疫体制の強化を5点目として求めていきたい。

以上、申し上げた内容について、国内の養豚産業への大きな打撃を食い止めるため、国に求めることを提案いたします。

以上です。

○会長

千葉県も同じような悩みで、本当に賛成でございます。
御意見、どうぞ、神奈川県さん。

○神奈川県知事

ありがとうございます。群馬県の御提案に賛成いたします。

神奈川県でも、藤沢や横浜などの都市部や丹沢山地の東側に当たる県中央部に農場が集中しております。都市部の農場というのは住宅地に近接しておりまして、また、県中央部の農場の多くは里山に位置していることから、農場の敷地に余裕がなくて、本県で豚コレラがもし発生したという場合には、防疫措置を講ずるにしても、埋却地の確保というのは非常に困難となります。

また、近年では、イノシシの生息域が、県西部から県東部へと急速に拡大しつつありまして、イノシシと飼育されている豚との接触の危険性が高まっているということでもあります。さらに本県には、大型クルーズ客船が寄港する横浜港がありまして、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 大会を控えて、訪日外国人旅行者数の増加が見込まれているということから、水際での検疫体制の強化、これも急務となっております。

そうした中、本県では、県内養豚農家や生産者団体からの豚コレラ対策の要請を受けとめまして、情報交換会や飼養衛生管理基準などの防疫説明会を開催しております。その中で、養豚農家の皆さんからは、都市部の農場で豚コレラが発生し殺処分となれば、その後の経営再建は難しいという声をいただいていることから、現在、全庁体制で危機管理の強化に取り組んでいるところであります。

本県の豚の飼養頭数というものは約6万頭と、全国30位ということで決して多くはないんですけれども、万一県内で豚コレラが発生した場合に、直ちに防疫措置を完了することは難しく、また、感染ルートの特定期も困難となります。よって、各都県が個別に豚コレラ対策を講じることは限界があることから、関東地方知事会のメンバーが一致団結して国に要望していくという必要があると考えておりまして、群馬県の提案に賛成いたしたいと思っております。

○会長

そうですね、日本の豚カツというのはすごく有名だし、訪日外国人もみんなおいしいと言っていますよね。

長野県さん、どうぞ。

○長野県副知事

ありがとうございます。長野県でございます。本日、阿部知事が出席できませんので、副知事の小岩がかわって出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

群馬県さんからのただいまの御提案に対して、強く賛同させていただきたいと考えております。

本県の状況も少し御説明をさせていただきたいと思いますが、本県、今年の2月の頭になりますが、実際に豚コレラが発生してしまいました。本県内で約2,500頭の豚を殺処分するという対応を迫られまして、わずか24時間で殺処分を完了させないといけないという状況でございました。法律に基づいて、消毒ですとか、あるいは監視体制の強化、精密検査の導入等々対応しておりますし、一方で、県独自でも電気柵の設置ですとか、あるいはサーモグラフィーの貸与、こういったことに対する支援も行っています。何よりも風評被害、これに対しても強く対応しないといけないという状況になっております。

ただ、現状、今回の豚コレラに関して一番危惧しておりますのが、感染経路が必ずしもはっきりしていないということでごさいます、通常の管理基準が徹底されたところからも豚コレラが発生しているという状況でごさいます、重点的にどこを防止のポイントにすればいいのか見えないというところが、対応として非常に危惧しているところでございます。

また、野生のイノシシを介した感染ということの危険性も盛んに言われているところでございまして、一旦豚コレラが発生してしまいますと、相当大きなダメージがそれぞれの農家に発生いたしますので、是非この豚コレラ対策の強化について、強く国のほうに要望させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

いかがですか、ほか。

じゃあ、埼玉県さん。

○埼玉県知事

大変賛成でございますが、改めて、岐阜県の古田知事と話をする機会がありました。実は、平成30年の10月から4月までに、中国とかベトナムからの旅行者が持ち込んだアフリカ産の豚コレラウイルス入りのソーセージなどが31件摘発されているんですけども、実は、不正に持ち込まれた畜産物の摘発は、手荷物検査だけでも年間5万件以上だということですね。そうすると、この31件なんていうのは氷山の一角だと。極めて危険だと、今の状態はですね。しかもこれは、手荷物検査で探知犬と検疫官だけでやっているもので、検疫探知犬がいるのは7カ所だけだそうです。外国との定期便がある30空港の中で七つしか探知犬がいないと。あとはないと。

そういう意味では、バケツに穴があいているような話で、あと、これは特別に要望事項の中でも緊急アピールみたいな形で、思い切って関東地方知事会あたりで、東京、神奈川という大きな港があり、大きな空港がある千葉等も含め、日本の豚コレラだけではなくて、もうアフリカ産が入ったらおしまいと、豚が食えなくなると、これも大変なことだと思いますので、もうちょっと農林水産省や空港関連の国土交通省等、もっと何か緊急対策、政府において、やる必要があると思うんですけども、そういうにおいが感じないんです。においがしないのは事実だけれども、ソーセージもそんなにおいがするわけじゃない、犬じゃないとわからないんですから。少し特別に、文案はお任せいたしますが、緊急アピールでもしたほうがいいんじゃないかと、もうちょっと確実にしないとダメじゃないかなと思うんですけど、そういう御提案をさせていただければと思っています。

○会長

いかがでございましょうか、この意見に。
静岡県さん。

○静岡県知事

賛成です。実は、農水副大臣が静岡県にお越しになりました。御案内

のように、愛知県でも岐阜から拡散しまして、愛知県のしかも東部なんですね。ですから、うちは西側、湖西、そこにたくさんの養豚場がございまして、もう本当に危機感に煽られているんですが、そうした中で来ていただいて、そして御提案いただいたのが、探知犬の御提供だったわけです。ところが、実際は探知犬はほんのわずかしなくて、1日だけ空港に置かせてくださると。もうすぐ帰ってしまったと。犬も疲れたなと思うんですけれども、とにかく、探知犬などはもっと要請しないといけないなというのが、緊急提案の一つの中に入れていただければというふうに思います。

以上でございます。

○会長

ほかにありますか。

そうですね。これは大変重要なことでもあります。事務局と今、お話を賜った県と調整させていただきまして、改めて皆様に御提案するという形でいかがですか。よろしゅうございますか。

群馬県さん、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。そういうことでよろしくお願ひします。

次は、児童虐待防止対策について、埼玉県さん、提案でございます。

○埼玉県知事

ありがとうございます。児童虐待に関しては、大変痛ましい事件が後を絶っておりません。先月も、九都県市首脳会議でも、千葉県の森田知事の提案によります児童虐待防止に向けた共同宣言及び神奈川県黒岩知事からの児童相談所の体制強化についての提案を、全会一致で採択されたところです。

本県も、児童虐待防止対策の充実について、4点提案させていただきたいと思っています

一つは、児童相談所、児童養護施設に係る人材確保でございます。各自治体が児童相談所職員の増員を図る中で、十分な数の職員が確保できない悪循環に陥らないように、就職希望者の資格取得等への財政的支援や施設職員の処遇改善につながる配置基準の見直しを国に要望するものでございます。

二つ目は、市区町村の職員配置への財政的支援についてでございます。市区町村は、法律上、都道府県とともに、児童虐待通告の窓口となっております。市区町村における児童虐待相談対応件数も年々増加しております。市区町村における児童虐待相談職員の配置基準を明確にして、あわせて関係機関との連携をさらに充実させるために、要保護児童対策地域協議会に専門職を配置するための財源の確保を国に要望するものです。

三つ目は、一時保護所の環境改善、職員配置への財政支援についてでございます。児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護所の入所率が上昇しています。また、全国的にも入所期間も長期化しています。また、一時保護所には、虐待を受けた子供など、ケアニーズの高い子供が多く入所するなど、夜間・休日に発生した救急的な保護であっても、適切に受け入れができるような十分な職員の配置が必要だと思えます。一時保護所の施設整備等への財源の支援とともに、職員配置基準を見直して、必要な財源の確保について国に要望するものでございます。

四つ目は、児童養護施設等の整備への財政的支援です。国では、家庭養育優先の考えのもと、施設養育から里親委託への大幅な転換を目指すこととしておりますが、里親の確保や育成、社会全体の意識の醸成、里親子を支援する体制の整備など、多くの課題がございます。こうした体制が整備されるまでのその間、地域の実情に応じて、子供の受け皿の確保のため、定員の増加を含めた施設の整備に対する柔軟な対応を国に要望するものでございます。

一般的に言えば、深刻な状況についての国の認識が甘いというような

ことを言わざるを得ませんので、この点についての御賛同を賜りたいと思います。

○会長

御意見は。

どうぞ、神奈川県さん。

○神奈川県知事

ありがとうございます。埼玉県の御提案に賛同いたします。

まさにこの児童虐待に係る痛ましい事件、連日報道されていて、今や社会問題になっていると言ってもいいんじゃないでしょうか。

こういったことを防ぐためにも、本県でも児童相談所の体制強化を図ってまいりました。これまで児童福祉司の確保や専門性の向上に取り組んでまいりましたが、国の制度改正というのがあって、児童福祉司の配置人数の大幅な増員というのがあって、必要な職員の確保が非常に困難な状況となっております。

また、市町村や児童養護施設等においても、虐待対応の専門職員などの確保が困難な状況にありまして、国による人材確保対策がとられなければ、今後、人材不足の状況はさらに深刻化するということが懸念されております。

本県では、児童相談所の体制強化のため、子供の支援に当たる児童福祉司を、平成 28 年度以降、47 人増員してまいりました。また、市町村に対しては、職員研修の充実を図るとともに、児童福祉司や職員に直接助言する機会をふやすなど、支援を強化しております。さらに、先月 24 日に開催されました第 75 回九都県市首脳会議におきましても、児童相談所等の体制強化について国に要望することを神奈川県から提案いたしまして、一昨日、私自身が厚生労働省に赴きまして、要請活動を行ったところであります。

今後、さらに児童虐待防止対策の充実を図るため、児童相談所の体制強化とあわせ、市区町村や施設の専門職員の確保・育成が必要でありま

す。こうした取り組みを進めていくためにも、埼玉県御提案のとおり、配置基準の見直しや財源の確保等について、関東地方知事会として国に要望していくことは大変重要であると考えまして、埼玉県の御提案に賛同いたします。

○会長

ありがとうございます。

ほかに、よろしゅうございますか。

千葉県は、本当に埼玉県の趣旨に対して強く賛同するところでございます。千葉県におきましては、野田の女児虐待事件がございました。何で自分の子供をここまでするのかなと思って、えらい世の中になったと、私自身、本当に残念だなと、そう思っています。

本県では、野田市で発生した大変痛ましい事件を重く受けとめ、専門家による検証委員会において、詳細な検証を実施しているところですが、その検証報告に先立ち、子供の命を最優先するという強い決意のもと、児童虐待防止緊急対策を取りまとめ、5月8日に発表したところです。

具体的には、児童相談所職員のさらなる増員や、家庭での養育が困難な児童の受け入れ体制の強化などの対策を、今後速やかに実行していきます。国においては児童相談所、市町村、施設等における人材確保に対する、より一層の支援をお願いしたいと考えております。

いずれにしましても、子供は私たちの宝でございます。何としても私たちの英知を集めて、こういう事件が起きないようにやっていかなければならないと思います。

これでよろしゅうございますか、原案どおりで。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

それでは、次、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等

に対する治安基盤の強化について、恐縮ですが、千葉県提案です。

本県からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に対応する治安基盤の強化について、国に要望することを提案いたします。

関東地方知事会を構成する都県は、大会の競技会場や、事前キャンプ地だけでなく、不特定多数の人が利用する大型集客施設などの、いわゆるソフトターゲットを数多く抱えており、テロ等の標的となることが懸念されます。千葉県で言いますとディズニーランドです。本当にこれはソフトターゲットです。

そこで、安全・安心を実感できる環境を整備するためには、警察の人的・物的基盤の強化とともに、地域の人々や企業などの理解と協力もまた、これは必要です。本県では、60 台ある移動交番車の効果的な運用、テロ対策部隊の強化等によって、強固な警備体制を構築するほか、テロ対策ネットワーク・CHIBA における官民合同訓練の実施などにより、テロ対処能力を高めているところですが、さらなる国の支援も不可欠です。

また、オリンピック・パラリンピックには、国内外から多くの人々が訪れます。とりわけ外国人については、大会閉幕後も多くの来訪が見込まれており、さらに外国人材の新たな受け入れ制度が始まったことにより、日本に住む外国人の大幅な増加も想定されております。言葉や生活、文化の多様な外国人が、我が国において不安を感じることなく安心して過ごせるよう、円滑なコミュニケーションを図ることができる環境の整備も急務です。

このような状況を踏まえ、治安基盤の強化に向けて、本県からは、テロ等違法行為の未然防止及び発生時の体制強化を図るため、各種装備資機材を充実すること、ソフトターゲットにおける先進的な警備システムの導入や官民合同によるテロ対策訓練などの普及・啓発を促進すること。

急増する外国人が安心して過ごせる環境を整備するため、警察官を増員するとともに、通訳人材の育成・確保、コミュニケーション支援の資機材の整備など、人的・物的基盤を充実すること。

以上につきまして国に要望することを提案いたします。
皆様からの御意見、御発言、よろしく申し上げます。
よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

それでは、次にまいります。医療人材の確保及び勤務環境の改善に向けた政策の充実について、神奈川県さん、お願いします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。それでは、お配りしております神奈川県資料といったものを御覧いただきながら、御説明していきたいと思えます。

本県からは、医療人材の確保及び勤務環境の改善に向けた政策の充実について提案をさせていただきます。

まずこの提案の背景でありますけれども、2025年には全ての団塊の世代が75歳以上になると、いわゆる2025年問題というもの懸念されているところであります。さらに、高齢者人口がピークに達するとされます2040年代には、本県の高齢化率は34.2%、県民の3人に1人が高齢者というような超高齢社会になってまいります。そのときにはさらなる医療需要の増加、これが当然見込まれるわけでありまして。

神奈川県は、こういったものに対して、基本的には未病を改善するというところで、病気にならなくするという政策を進めているわけでありましてけれども、しかし、この医療需要の増加に対してもしつかり備えなければいけないということでありまして。

持続可能で効率的な医療提供体制のためには、医療人材の確保及び勤務環境の改善が喫緊の課題ということでありまして、以下、四つの点を国に対し要望したいと考えております。

まず最初、1番ですけれども、地域の実情を適切に反映した医師確保

策の推進ということでもあります。

現状と課題ですけれども、この総数にありますとおり、神奈川県は医師の数は全国で3位なのですけれども、ただ、この表を見ていただくとわかりますけれども、人口10万人当たりということで見ますと、全診療科で39位になってまいります。

この現状と課題の中で、専門医制度の募集定員は、都市部を医師過剰として一律に削減するということになっております。ところが、この科ごとに見てみますと、上の人口10万人当たりのところを見ていただきますと、産科・婦人科、神奈川県は40位、外科におきましては何と46位ということでありまして、産科医、婦人科医、外科医、これが不足していると、こういう地域それぞれの状況というものがあるわけでありませう。そこで、この一律に削減ということは、これは大きな問題ではないかということでありまして、地域の実情に応じた医師確保対策に大きな支障が出ているということでもあります。

そこで提案としまして、地域間の医師の奪い合いとならないように、医師の数全体の底上げ、これを図る必要があるということでもあります。それとともに、地域の実情に十分に配慮した施策の推進、これも推進する必要があるということでもあります。

そして2番目、二つ目でもありますけれども、地域医療介護総合確保基金の財源の確保及び医療人材確保も含めた都道府県の裁量の拡大ということでもあります。図を見ていただきますと、地域医療介護総合確保基金の財源の確保及び医療人材確保も含めた都道府県の裁量の拡大であります。この医療機関のハード整備に関する事業でありますけれども、これが重点的に配分されておきまして、これは今後増加が見込まれる在宅医療と、それから医療従事者の確保、こういったところへの配分というのは十分じゃないということなんですね。そしてこの交付後に区分間で融通するというのも、これも認められていないということでもあります。

そこで、地域の実情に応じた持続可能な取り組みを進めるために提案でありますけれども、所要の財源の確保、そして、都道府県の実情に応

じて医療人材の確保を含めた柔軟な活用を認めるということであり
ます。

裏に回っていただきまして、3番目ではありますが、医療人材における
事務作業の軽減ということで、医療クランクの活用促進ということをご
提案いたします。

現状と課題ではありますが、医師や看護師を初めとするさまざまな専門
職種、これは、現場では煩雑かつ大量の書類作成でありますとか事務手
続に追われておりまして、長時間労働の一因となっております。参考を
見ていただきましても、医師の勤務状況に係る各種データを見ても、そ
ういった事務作業がどれだけ大変かということが出てまいります。

そこで、茨城県御提案の、さきにありました医療人材を確保してくる
ということは当然大事なことでありますけれども、限られた医療人材の
中で、効率的かつ質の高い医療サービスを提供するために、医療クラン
クといったものをもっと活用する必要があるのではないかと。

医療クランクというのは、医師事務作業の補助者でありまして、医師
が行う診断書作成等の事務作業を専門的に補助するスタッフというこ
とであります。

提案としましては、医療クランクの活用に対する診療報酬のさらなる
充実といったことを提案したいと思います。

そして、4番目ではありますが、医療人材をサポートするテクノロジー
の活用促進ということでもあります。

今、AIによる診断支援でありますとか、遠隔診療支援システム等、新
たなテクノロジーの導入によりまして、医師の負担軽減や見落とし率の
低下などが期待されていると。その一方で、こういったものに対する研
究開発費が非常に高額なために導入費も高額になって、診療報酬による
評価が未整備だというふうな問題があります。

そこで提案でありますけれども、医療人材をサポートする最先端のテ
クノロジーの活用促進のために、研究開発に係る財源措置の充実、診療
報酬での制度的対応を含めた取り組み、これを提案したいと思います。

以上、大きく四つの点において、関東地方知事会として国に対し要望

することについて御提案させていただきます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。これは各県、本当に頭を悩ませているところ
でございますね。

今、東京都の小池知事が到着されました。

○東京都知事

遅くなりまして恐縮です。

○会長

どうもありがとうございます。

さて、今、神奈川県知事のお話を聞いたと思いますが、御意見、御発
言はありますか。

茨城県さん。

○茨城県知事

茨城県としても、大変強くこの神奈川県のプロ案を支持したいと思いま
す。

そもそも医師の需要と供給というのは明らかにミスマッチしていて、
地方で足りないから都市部を減らすという、そういう議論ではなくて、
そもそも医師の供給が足りていないのではないかと。特に診療科の偏在
も含めて、そこに目をつぶって総数は変えませんといっても、対策とし
ては限られた方策しかないので、やはりそこも含めて抜本的に、これだ
け働き方改革が叫ばれている中で、見直していかなければならない時期
に来ているのではないかと思います。

それから、提案資料の中で、テクノロジーを使った医療人材のサポー
トということで、Tele-ICU という話がございました。我々も非常に注
目しておりますけれども、これは ICU だけでなく、例えば地方の医

療過疎における救急救命で、例えば診療科と違う救急患者がいらっしや
ったときにも対応せざるを得ないんですね、地方の医療過疎地では。そ
ういうところで、テレサポートを、ほかの専門医のいるところから受け
られるというような仕組み、これは Tele-ICU サポートと似ております
けれども、こういった違う使い方もできるのではないかと思っております
して、非常に我々としても、こういう提案に期待したいと思っております
ので、是非よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

じゃあ、お願いいたします。

次にまいります。令和元年度経済対策の実施について、山梨県さん、
よろしくどうぞ。

○山梨県知事

御説明いたします。

まず、足元ですが、内閣府発表の GDP 速報値によりますと、穏やかな回復傾向は続いているわけではありますが、法人企業景気予測調査、これによりますと、大企業の景況判断は三四半期ぶりにマイナスに転じている。また、4月の月例経済報告によれば、公共投資は弱含みになっている。さらに先週5月13日の景気動向指数から見た国内景気の基調判断は、6年2カ月ぶりに悪化となっている。我が国の景気は、足元弱含みになっているのではないかと考えられます。

そして今後ですが、本年10月に予定されております消費税引き上げの際の駆け込み需要の反動減、さらには、来年の東京オリンピック・パ

ラリンピック後の景気の落ち込み、これはあり得るとすれば、本年度中に影響が出てくるだろうと考えられます。

特に地方は、景気悪化の影響が早目に出てくるわけですので、早い段階での下振れリスクへの対処、これが必要ではないかなと考えます。

こうしたことから、早期の予防的な経済対策、それから、これは後ほど共同提案にも出てきますが、その中で、公共事業、特に強靱化3カ年の緊急対策のあるいは延長もしくは上積みという形での対策の実施をお願いするべきだと考えております。

以上であります。

○会長

ありがとうございます。もう長崎知事は経済の専門家みたいな方ですから、ちゃんとした見通しをもって、是非参考にさせていただきたいと思えます。

御意見、御発言はございますか。いかがでございましょうか。

(異議なし)

○会長

では、ありがとうございます。原案どおりでよろしくお願い申し上げます。

次にまいります。地震・風水害対策等の推進について、静岡県さん、お願いいたします。

○静岡県知事

どうもありがとうございます。私ども、7ページにわたって、いつも長々と大変恐縮でございますけれども、背景がございまして、南海トラフの巨大地震が仮に起こりますと、日本全体で30万人以上の犠牲者が出ると想定されております。そして本県だけでもその3分の1ということがございまして、加えて、富士山の活火山としての活動についても、

大変危機管理を充実させなくてはならんということで、常に一貫して提案しているところがございます。そうした中で、今回、新たに追加した内容についてだけ御説明させていただきたいと思っております。

27 ページの 2 の (1)、一番下段のところでございますけれども、「地方公共団体が」というところで始まる文章でございますが、本年 3 月、国は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）を公表なさいました。この中で、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活、企業活動への影響のバランスを考慮しながら、より安全な防災行動を選択するという考え方が重要であるとなさいまして、南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめるために、参考となる事項が示されました。今後、地方公共団体は、この国のガイドラインに基づきまして、地域特性等を踏まえながら事前避難等の防災対応を検討し実施していくということになります。

このため、国におきましては、地方公共団体がこうした防災対応を実施するに当たりまして、実効性を担保するための法制度の整備、財政上の支援措置等を講ずるように求めるものであります。

次に、次ページになりますが、同じくゴシックの 2 の (3) を御覧ください。

「津波防災地域づくりに関する法律」の施行に伴い、静岡県では、津波災害警戒区域等の指定を進めております。平成 28 年 3 月には、津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定を、伊豆半島の東伊豆町並びに河津町の 2 町で行いました。また、平成 30 年 3 月には、全国で初めてとなる津波災害特別警戒区域、いわゆるオレンジゾーンの指定を伊豆市において行いました。この法律の定める区域の指定を促進するために、施設の安全性確保対策や風評被害等の防止対策への財政上の支援や、地域の実情に応じたさまざまな対策が円滑に進むように、関係省庁の連携強化を国に求めるものでございます。

三つ目でございますけれども、同じく 2 の (4) を御覧ください。28

ページでございます。昨年9月に発生いたしました台風24号は、太平洋側を中心に広い範囲で暴風雨となりまして、大きな災害をもたらしました。本県では71万戸をも超える停電が生じました。信号機の停電、断水、携帯電話の通信障害等々、被害が発生し、完全復旧までに6日間もの時間を要しました。これまでも非常用電源や燃料確保等の対策を進めてはまいりましたが、災害時における電力確保の重要性を改めて認識したところでございます。

こうしたことから、災害に強い電力供給体制の構築を図るため、電気事業者等に対し適切な御指導を行っていただきまして、非常用電源の確保や無電柱化の推進などの支援策の充実を国に求めるものでございます。

最後になりますが、30ページ、8の火山噴火対策の充実強化を御覧ください。

現在、お隣の山梨県さん、静岡県、神奈川県等から成る、富士山火山防災対策協議会におきまして、富士山ハザードマップの改定について検討を進めております。避難施設や避難路の整備、広域避難計画の作成、降灰対策等について、技術的・財政的な支援を初めとする国の一層の取り組みを求めるものでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

いかがでございましょう。

群馬県さん。

○群馬県知事

基本的に賛成でございます。

2の(5)で、消防防災ヘリコプターの安全対策の件でありますけれども、群馬県は、昨年8月10日に防災ヘリが墜落いたしまして、9名の尊い命が亡くなったわけでありまして。その後、防災ヘリの再構築のた

めに、いろいろパイロットの体制整備を考えて、やはり二人パイロット制は絶対に必要だということで、パイロットの確保をするために、防衛省に行って相談して、1名確保することができたわけでありまして、やはり防衛省ともっと関係を持って、全国の自治体が防災ヘリを持っており、なかなかならなくて、なかなか単独で操縦士を養成したり、練度を上げるということは不可能なことであります。防衛省と連携をとった中で、パイロットのOBを採用するとか、練度の育成を防衛省にお手伝いをしていただくとか、そのような関係を、防衛省ともっと連携を深めていくことも大事だと思っており、是非防衛省との関係を一考していただければありがたいなと思ったところであります。

また、6の(1)で、被災者生活再建支援制度についてでありますけれども、被災者間の不均等を是正する観点から、この制度の見直しを求める提案には大賛成であります。本県では市町村とともに独自制度を創設して、支援制度の対象とならない被災者を救済してきたところであります。救済が平等に行われるよう、現行制度を改善していただきたいと思っております。

そして、一昨年秋の会議で視察をしていただきました八ッ場ダムは、調査着手以来60年以上経過しましたが、来月には最終のコンクリート打設が行われ、その後、湛水試験を経て、年度末に完成する予定であります。

ダムの建設継続に当たりまして、お力添えをいただきました関係都県の知事さんには、この場をかりて、改めて感謝を申し上げます。地元の方々が安心して暮らせるよう、生活再建事業の一日も早い完成を目指していきますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

山梨県さん。

○山梨県知事

ありがとうございます。静岡県さんの、特に火山噴火対策の充実強化は極めて重要な問題であると思っております。その点に関しまして、今、法制度が極めて不備な状態になっている。地震に関しては、例えば南海トラフ対策の特別措置法があるわけですがけれども、火山噴火災害に関しましては、噴火した後は活火山法という法制度があるんですけども、その事前対策に関して、全く法制度が存在しないというのが今の現状であります。

したがって、例えば噴火予知連というのがありますが、これは気象庁長官の私的諮問機関にすぎない。こんなような問題もありますし、実際に噴火が起こった際の国と地方の役割分担ですとか、それに基づく財政支援ですとか、こういうものに対しては、やはり法制度の整備まで視野に入れた提言というか、働きかけというのが重要になってくるのではないかと思っております。

そういう意味では、是非この静岡県さんの火山噴火対策の充実強化に関しては、極めて重要な話であり、是非お願いします。

○会長

はい、わかりました。

神奈川県さん。

○神奈川県知事

ありがとうございます。2の(4)のところの災害に強い電力供給体制の構築に向けというところなのですが、これは去年の北海道の胆振東部地震のとき、北海道が、全北海道の中で大変大規模な停電が起きたといったことがありました。そのときに、新聞の投書欄にあったんですけども、みんなまちは電気が消えているのに、隣のうちは電気がついてたという話があって、何でついてたかといったら、これはまさにエネルギー自立型の家だったんだらうなということでもありますね。太陽光

発電があって、そして蓄電池で貯めて夜使っていたんだろうなというふうなことだと思いますけれども。

そして、あの件を受けて、神奈川県の中では、かつて私も知事になってすぐに、太陽光発電の普及ということが一番に掲げてやってきたのですが、この国の買取制度もだんだん終わりを告げてくる中で、普及の速度がどんどん落ちてきたということがありまして、これをもう一回巻きなおさないといけないなという中で、この北海道の事案を受けて、「災害時も停電のないくらし！～今こそ太陽光発電～」と、こういうふうなキャッチフレーズで今巻き返しを図っているところなんですね。ですから、災害に強い電力供給の供給体制の構築というのは、要するに何のことかという、ここに書いてあることも非常に重要だと思うんですけども、もう一つ、エネルギー自立型の住宅、ビル、街、こういったものも推進するというふうなことをここに盛り込んだらどうかということをお勧めさせていただきます。

あと、8番の火山噴火について、皆さんに情報提供をさせていただきたいと思いますが、御承知のとおり、箱根の火山噴火警戒レベルが、つい先日、2に上がってしまいました。実はこの件については、4年前、噴火警戒レベルが2、そして3に上がったことがあったんですね。そのもう少し前に、静岡県、山梨県、神奈川県で、富士山の噴火を想定したさまざまな訓練、体制づくりをやっておりました。そして、そういう取組をやっている中で、富士山の噴火まで想定する中で箱根の噴火は想定しなくていいのかという思いになって、神奈川県内独自で、箱根の噴火を想定した体制づくりも始めたわけです。そして、情報受伝達訓練までやりました。担当者の携帯電話番号をみんなで共有した直後に、噴火警戒レベルが2、3に上がったということがあって、実は初めての出来事だったんだけど、一致協力してその体制をつくることができたということがあったわけです。ですから、こういった事前の準備がいかに大事かということだと思います。

今回、噴火警戒レベルが2に上がりましたが、これは今、現状としては、この大涌谷周辺だけに限られたエリアでありまして、箱根全

体は広いところでありますけれども、大涌谷周辺のごくごく一部のエリアに限られているといったこと、これを一生懸命お伝えしておりますので、人的被害ゼロ、風評被害ゼロといったことをこれからもしっかり努めてまいりたいと思いますので、その辺の御理解を是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

東京都さん。

○東京都知事

御提案に賛成でございます。

また、この防災という観点から申し上げますと、関東地方知事会に最もふさわしいテーマの一つではないかと思ひます。

また、群馬県知事さんから、先ほど、ハツ場ダムの今後の年度末にはという話がござひます。やはり川の流れということを考えますと、川下にある私ども東京といたしましても、非常に大きな課題を持っていたわけでございますので、早期に、長年かかった課題でございますけれども、これによって水の管理ということが進んでくるだろうということをお期待しております。

そしてまた、先日の屋久島の雨の模様とか、想定外の雨量があるということから、東京としましても、昨年、雨量がこれまでの想定を超えているということで、改めて総点検をいたしました。ハード面の対策と、それから住民の方々に心構えと申しまししょうか、地震と違って雨、水、水害ということについては、若干前もって予想ができるかなということから、マイ・タイムラインというキットをつくりまして、子供さんにこれはゲーム感覚で、1時間前には何をするとか、2時間前にはどうして、1時間前にはどうして、いざというときはどこにどう逃げるかなど想定をする形で、デジタル化もいたしますし、そうやって日ごろの心構えを

つくっておくということで、このたび完成いたしましたので、また御参考になればと思いますので、お届けもしたいと思います。

是非、防災という観点では、それぞれが協力し合うというのが大切だと思っておりますので、賛成いたします。

○会長

ありがとうございます。

○茨城県知事

一言よろしいでしょうか。

○会長

どうぞ。

○茨城県知事

一言だけ、すみません。災害時における広域応援という観点で、御提案には賛成です。実は私ども、先週、常総市で廃プラの資材置き場がずっと火事になっていまして、埼玉県さんと栃木県さんに防災ヘリの応援をいただきまして、やっと消火のめどが立ったということで、本当に御協力ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

神奈川県さんからエネルギー自立型を加えたらどうかという話がありました。どうですか、静岡県さん。

○静岡県知事

いずれも建設的な御提案なので、まず群馬県さんの自衛隊との協働ですね、これはとても大事で、山火事がつい最近あったんですけれども、うちには陸自と空自があるんです。陸自は東のほうにある、そして山火

事は西のほうの山奥で起こったんですけれども、空自の基地を使いながら、陸自のヘリコプターが大きなバケツを運ぶ、人家の上を飛ばないようにして。すぐに鎮火したんですね。ですから、防衛省といたしますか、自衛隊の役割は極めて重要です。私が知事になったときには一人しか、実はOBがいなかったんですけれども、今は5人います。それから毎年、指揮官会議というのをやっています、陸自、空自の静岡県下にいらっしゃるトップの方と防災を中心に意見交換をし、顔の見える関係をつくっている。

そういうことを通じながら、自衛隊の皆様方、防衛とともに防災の最後の砦ですから、この件について、ほかの県の方々も自衛隊との関係は防災時極めて重要だということで、私はありがたく存じました。そうやっておりますので、書き込むかどうかは別にいたしまして。

それから、山梨県さんのほうから、何しろ富士山が噴火すると、いわば偏西風で関東全部に降灰しますので、前もって法律をもっと整備しなくちゃいけないと、そういう御提案も私どもは是非積極的に入れたいと思っております。

それから、黒岩知事さんのほうからの、自立型エネルギー源ですね、これを持っていないとだめだということで、それを一言書き込むということは全く問題ないというふうに思いますし、昨今の風水害で、水害が、先ほど東京都知事さんも言われましたけれども、考えられますから、この件についても皆様方と共通した問題意識を持って国のほうに御提言するということで、一言二言ずつ書き加えていただくなり、事務局のほうにお任せいたしますので、私どもは全くありがたく受けとめた次第でございます。

以上です。

○群馬県知事

今日、たまたま航空幕僚長とお会いしまして、いろいろこの意見を言わせていただいたが、非常に前向きに受けとめていただきました。朝霞駐屯地に行ってきたんですけれども、陸上自衛隊もしっかり受けとめて

いただいて、自衛隊としても OB の活用もいろいろ課題があるわけで、しっかりと連携したいということをしていましたので、是非よろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございます。

今までのお話を賜りまして、関係県と事務局で調整させていただきまして、御提案させていただきます。ありがとうございました。

さて、次です。少花粉苗木への植替え等による花粉症発生源対策の加速化と木材利用の促進について、長野県さん、よろしくどうぞ。

○長野県副知事

はい、ありがとうございます。長野県のほうから、花粉症発生源対策ということで御提言をさせていただきます。

お手元にお配りをしております緑色の両面刷りの参考資料のほうで、少し御説明をさせていただきたいと思ひますので、御覧いただけますでしょうか。

まず、この提案の背景ということで書かせていただいておりますけれども、花粉症は、もう既に国民病ということも言われております。最新の公式的なデータで言いますと、国民の約3割が罹患している。また、経済的損失は約2,800億円と出ておりますが、この3割という数字も10年前の数字ですし、この2,800億円という数字に至ってはさらにその10年近く前ということでございまして、今に至っては、恐らくもっと大きな影響が出ているだろうと思ひております。それが労働生産性の低下でしたり、あるいは医療費の増加であったり、そういったところにもつながってきているという背景があろうかと考えております。

一方で、真ん中にグラフを描いておりますが、およそスギの花粉の飛散が始まりますのが、植えてから30年たった辺りからと言われておりました、さらにその主伐期、伐採の適齢期といいますと50年ぐらいたったところからでございますが、この50年もの以上のスギというのが

大体全体の約7割ということで、多くのスギが植替えの伐採の適期を迎えているという状況でございます。

ただ、この現状に対しまして、下の2の現状・課題とありますけれども、この70%、面積でいいますと約315万haと書いておりますが、このうち実際にスギ、あるいはスギ以外のものでも結構なんですけれども、植替えが行われているのは、年で言いますと1%程度しか進められていない。さらに、このうちスギに植替えがされているものにつきましても、スギ苗木の中の少花粉のスギというものについては全体の3割以下ということで、非常に少ない数にとどまっているという状況がございます。

これは何が問題かといいますと、植替え促進の際も、そもそも伐採するインセンティブとしまして、伐採した木をどう使うのかという、木材の消費の部分、ここが大きなネックの一つであろうと考えておりまして、御提案をさせていただきますのが裏のページでございますが、これはこの関東地方知事会のこの地域、まさに都市部と森林部を抱えている大きな地域でございますので、都市部と森林部、ここが一体となりまして、木材を使って、伐って、植えるという、いいサイクルを全体で確立できるような、こういう考え方を全体で共有させていただけないかという御提案でございます。

その上で、さらに国への要望内容といたしまして、三つ考えさせていただきます。

一つは、公共団体ですとか民間事業者が行う施設の木造・木質化に対する支援をさらに充実していただきたい。例えばブロック塀に代わる木塀の設置に対する支援ですとか、そういったことでございます。

二つ目が、現在、国でもいろいろ施策がございますが、伐採、植栽、苗木生産等、それぞれ花粉症対策としてあるのですが、これが若干ばらばらの気がございますので、これをしっかりと一本化する形で施策も充実をしていただけないかという御提案。

三つ目は、菌類を活用して花粉の飛散を抑えるということで、どうも菌を寄生させることによってオスの花を枯らすという、そういう技術が開発・研究されているそうでございます。こういった研究技術につつま

して、さらにこの研究を加速させていただきたいと、この三つを国への要望という形で御提案させていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

いかがでございますか、御意見、御発言。

どうぞ、神奈川県さん。

○神奈川県知事

ありがとうございます。長野県の御提案に賛成いたします。

私自身も、花粉症にはもう 45 年ぐらい悩んできましたし、神奈川県でも罹患率 33%、大問題だというふうに思っております。

本県も、花粉発生源対策、これまでも九都県市首脳会議で広域的な取り組みとして推進してまいりましたけれども、本県では昨年、独自の神奈川県花粉発生源対策 10 か年計画を策定しまして、花粉の飛散量を、スギ花粉症が社会問題化してきた昭和 50 年代後半以前に戻すことを将来目標として掲げて取り組みを進めているところであります。

また、木材利用につきましては、現在、本県が力を入れて取り組んでいます SDGs のゴール 15「陸の豊かさを守ろう」に掲げられています、持続可能な森林経営の推進にもつながるものでありまして、昨年度は、県立高校など一部の施設において、ブロック塀を木製の塀に建てかえたところであります。

今後とも本県では、この 10 か年計画で定めた森林の混交林化、また、植替え、無花粉苗木や少花粉苗木などの花粉症対策苗木の生産について、一体的な取り組みを進めるとともに、今年度から始まりました森林環境譲与税、これを活用して、木材の大消費地である本県の役割として、木材利用がしっかりと促進されるよう、市町村とも連携を進めていくということでもあります。

また、今御提案がありました菌類を活用した花粉飛散防止剤でありま

すけれども、この技術というものは既に確立されているということでありまして、これは、今は小型無人ヘリコプターを活用して散布試験をしているということでもありますけれども、県としてはドローンも使った形でできないかといったことも関心を持っているところでありまして、こういったことも含めて国に申し入れたところでもありました。

こうした花粉症対策の加速化と木材利用を促進するため、長野県の提案のとおり、国に支援の拡充と財政措置を要請していくということは大変重要であると思ひまして、御提案に賛同いたします。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

東京都さん。

○東京都知事

賛成でございます。

御承知のように、全国知事会で、国産の木材活用 PT を設置していただきました。これによって、先ほども長野県さんのほうからお話がありましたように、ブロック塀が危険だということで、大阪での地震の話が挙がって、それを木材の塀に変えていこうじゃないかということで、例えば道路の幅が広いところなどの塀に適しているのではないかと、また、どんな塀がいいとか、今、モデルの、例えば都の施設、都立学校などの塀でそれを示すということで進めております。やはり経済の原理で回っていくことが一番健全なのだろうというふうに思いますので、そこでニーズをつくっていくということでもあります。

よって、是非この全国知事会の PT、是非千葉県にもお入りいただいて、来年度の政府予算編成に向けた要望事項の取りまとめとか、各都道府県の先進・優良事例を共有化していくということで、ニーズをもう一度つくっていく。つまり、木の塀にすると花粉症の対策にいいというような、そういうわかりやすい話で進めていくということが必要なのでは

ないかと、御提案に賛成の意をお伝えすると同時に、これからも知事会のPTを生かして、みんなで声を上げていこうということでございます。よろしくどうぞ。

○会長

いかがでございますか、終わりに。

(異議なし)

○会長

よろしゅうございますか。本当に花粉症は大変ですね。

ちょっと蛇足になりますが、役者は花粉症が少ないそうですよ。なぜかという、撮影所の中のセットが物すごく汚いんです。昔から汚い空気を吸っているから抵抗力があるんじゃないか、そんなばかみみたいな話がありますけれども。

いずれにしても、これは大事なことでございます。よろしく願いいたします。

次に行きます。都市インフラ機能の維持・保全について、東京都さん、お願いします。

○東京都知事

その前に、遅くなりまして恐縮でございました。そして、私どもの提案の前に、先ほど副知事の猪熊のほうから、地方分権についてお話をさせていただいたと思いますけれども、改めて申し上げたいと存じます。

我が国の財政でございますけれども、国民が負担する租税収入の配分というものが、国税と地方税で6対4であるのに対しまして、国の歳出と地方の歳出の配分というのは逆転して4対6になっているということについては、ここにいらっしゃる皆様はよくご存じだと思います。

要は、歳入と歳出。インとアウトが、国と地方との関係で比率が逆転しているという現象であります。

こうした中で、昨年末に決定されました、改元して令和になりますが、令和元年度の税制改正では、また法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分するというような新たな措置が創設されたところでございます。

また、国によります税制度の見直しでありますけれども、地方財源の不足をどう解決するかという本質的な議論を深めることなく、地方間で税を取り合う、一種のパイの取り合い、奪い合いということになっているのは、全く本質論に届かない、スーパーフィシカルな議論でしかないということだと思います。こういうことは、結局地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行していると言わざるを得ません。

また、関東圏というのは、日本経済を牽引する大きな役割も担っていることも事実でありまして、日本全体の成長を阻害することになるということは、全体にとってマイナスではないかと懸念いたします。

そこで、日本全体の持続的な成長の実現のためには、改めて、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行うという原点に戻る。そして、それぞれの個性と強みを発揮するということが重要かと思えます。

そのためにも、国から地方への権限の移譲と同時に、果たすべき役割と権限に見合った財源、この権限と財源、この一体化した確保ということは不可欠だと、改めて申し上げたいと思えます。基本の基本の話を見せていただいております。

税収の格差の是正でございますが、これも先ほど申し上げましたように、地方間での調整というのではなくて、地方税を拡充する中で行うべきでありますし、あわせまして地方交付税がその機能を十分発揮できるだけの総額の確保が必要ではないかと存じます。

知事会の皆様とこうした問題意識を是非共有していきたいと思えますし、また、地方が一丸となりまして、真の地方分権型の社会にふさわしい地方税の財政制度の抜本的な見直しを国へ御要望いただきたいと存じます。

まずこの点、私のほうからも付言させていただきます。

そして、もう一点、東京都からの提案でございますけれども、15ペー

ジになりますけれども、都市インフラ機能の維持・保全についての要望でございます。

御承知のように、道路・河川・下水道など、基本になります都市インフラですけれども、住民にとりましては安全・安心のベースになる、快適な暮らしのベースになる、経済活動のベースになるということで、大変重要な役割を担っていることは言うまでもございません。一方で、近年、自然災害の頻発化・激甚化に伴って、さらなる強靱化も必要となっております。

今日は、昨日まで URF といいまして、Urban Resilience Forum（都市の防災フォーラム Tokyo）というものを開催しておりました、世界の各都市から、自然災害のときにどうするかといったことでこれについての議論をし、そしてまた決議もしたところでございます。地震のときにどうするのか、水害のときにどうするのかということであります。これら、どこにとりましても、この社会インフラの確保というものは重要だということで、認識を共有したところであります。

これらのインフラですけれども、日本においては高度経済成長期に集中して整備が進められて、一斉に更新時期を迎えているということで、老朽化が大変大きな課題になっているわけであります。

そこで、今後、都市インフラを良質な社会資本ストックとして次の世代に継承していく、そのために、戦略的な維持管理と計画的な更新が必要だということも皆さんと共有できるのではないかと思います。

中でも下水道なんですが、国は交付金をまだ普及していないところへの解消策と、それから雨水対策に重点化しておられます。一方で、施設の老朽化に対応するためには改築・更新、この点についても財源を確保することが必要と考えております。

また、道路、河川におきましても、相当の年数が経過した施設が大変多うございまして、予防保全型管理への転換、計画的な更新、そして更新時期の平準化と総事業費の縮減、これらのことを進めていくに必要な財源の確保ということが求められてまいりますので、計画的に対策を実施していくということでございます。

2点ございまして、1点目が、下水道事業を継続的かつ計画的な遂行のための施設の改築・更新に係る財源を確保。それから二つ目は、道路施設、河川管理施設の予防保全型の管理と計画的な更新を推進するための必要な財源を確保。この2点について国へ要望すること、これを提案いたしたく存じます。

よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

御意見等。

どうぞ、山梨県さん。

○山梨県知事

東京都さんの御意見、大変大賛成であります。

それで、計画的な保全・更新をしていく上では、財源も計画的に一定期間、しっかりと見通しが立てられる財源を用意しなければならないと思います。現在、来年までの3カ年の強靱化の緊急対策がありますが、これは3カ年、この計画的な保全とかそういうものは、来年までで終わらないわけでありまして、是非、例えば今後10年間ぐらいまで、今のこの緊急対策を延長するような申し入れを国にされてはどうかと思います。

以上であります。

○会長

ありがとうございます。

どうぞ、群馬県さん。

○群馬県知事

東京都さんの1点目では、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため、下水道施設の改築・更新に係る財源を確保することとなっております。

ますが、前文の中で、「30 年度から国は交付金を未普及の解消及び雨水対策に重点化しているが、急速な施設の老朽化に対応するための改築・更新についても」と「も」が入っているので、これでいいんですけど、群馬県などは汚水処理人口普及率がかなり低いほうで、まだ未普及の地域も非常に多いものですから、未普及対策と改築・更新ともに重要であると。

○会長

どうですか。いかがですか。

○群馬県知事

考慮していただければと。前文には書いてあるんですよ。未普及も重要であると。

○東京都知事

その意図を込めて書いてありますので、よろしく願いいたします。

○会長

そういうことだそうです。

ほかに。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長

では、とりあえず案文のままということをお願いいたします。

さて、次でございます。道路網の整備促進等について、これは共同提案でございます。

道路網の整備促進等についてでございますが、皆様からの御意見、御発言がございましたら、よろしくどうぞ。

○埼玉県知事

これは事務方で詰めているからいいんじゃないでしょうか。

○会長

何しろ道路網というのは、本当にこれは別に何県、何県の問題じゃなくて、まさしく関東圏、日本のこの問題まで広がってきますからね。

(異議なし)

○会長

はい、わかりました。この案文のままでよろしくお願いいたします。

さて、非常に皆様の御協力を賜りまして、大変順調に来ております。以上をもちまして、提案・要望事項の協議を終了いたしました。

提案・要望事項の実現に向けて、政府等への要請活動を行うこととしておりますので、各都県の皆様には是非とも御協力を賜りたいと、よろしくお願い申し上げます。

次に、昨年秋の知事会議で決議した提案・要望事項の措置状況でございますが、お手元の資料2のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

さて、次に、協議事項(2)でございます。平成30年度関東地方知事会歳入歳出決算(案)について、事務局から説明願います。

○事務局

それではお手元の資料3の1ページを御覧ください。

平成30年度の歳入決算額は167万1,438円、歳出決算額は45万2,951円となっております。歳入歳出の差引残額121万8,487円は、翌年度に繰り越ささせていただきます。詳細は次ページに記載してございますが、幹事会で協議させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

また、4月10日及び4月22日、本年度監事を担当されておられます

茨城、静岡、両県の監査を受け、適正である旨の監査結果をいただいております

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長

さて、決算案について、何か御意見等はございますか。挙手をお願いいたします。

ありませんね。

それでは、30年度決算については（案）のとおり承認するということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長

はい、ありがとうございます。

（6）その他

○会長

本日予定しておりました協議事項については以上で終了しましたが、その他について何か御発言はございますか。

どうぞ、栃木県さん。

○栃木県知事

先ほど黒岩知事から、今こそ太陽光発電という話がありましたけれども、これはその他の意見ですので参考に聞いてもらえればありがたいのですが、メガソーラーは栃木県内では住民とのあつれきを起こしております、それは自然破壊、環境破壊でございます。加えて、東京本社とか、海外が本社で日本支社とか、そういうメガソーラーがいっぱい出てきていまして、法律にのっとって整備はしているとは思いますが、今日の異常気象により、あっという間に洗掘されて、山から土砂が流れ

出して国道をふさいでしまったり、床下浸水、床上浸水までなってしまいます。対応をお願いしようにも、地元には誰もいない、本社は東京だと、こういうケースがありまして、太陽光発電については必要な自然エネルギーだとは思いますが、環境破壊、自然破壊、それから災害時、非常時の対応、これが十分なされないという、そういう課題が見られますので、国が年々規制を強化しているけれども、法律的にはクリアしていけばできてしまうということになりますので、今後、そういったさまざまな事象へ対応できて、なおかつ住民の皆さんも安心できるという、そういう仕組みまでつくっていかないと、やたらに太陽光発電をつくれればいいと、メガソーラーをやればいいというものではないと認識しておりますので、頭の片隅に置いていただければありがたいと思います。

○会長

なるほど。

どうぞ。神奈川県さん。

○神奈川県知事

先ほど私が申し上げたのは、さっき、今こそ太陽光発電と言ったけれども、要するにエネルギー自立型の住宅、ビル、街、これが大事だという話をしました。神奈川県も、かながわスマートエネルギー計画というものをまとめておりまして、集中型電源から分散型電源へという言い方をしています。つまり、エネルギーの地産地消ということですね。そして、一番究極の地産地消は、自分の家で作って自分で使うということですね。そのエネルギー自立型へ持っていく。そのメガソーラーの話とちょっと違う話をしておりまして、特に神奈川県の場合には、メガソーラーに適した土地はそれほどたくさんないんですね。ですから、基本的にはエネルギー自立型の家を目指していく、ZEH、ZEB というやつですね、それを今御提案しているということでありまして、御理解いただきたいと思います。

○会長

よろしゅうございますか。

じゃあ、事務局から。

○事務局

昨年秋の会議におきまして、群馬県の提案に対して、神奈川県から単独の消防本部で対応できない災害等発生時における消防の広域連携について御発言がございました。これに関して、本年2月に意見交換会が開催されたことから、その結果報告、資料1枚を配付させていただいております。詳細は資料のほうを御確認くださいませう、よろしく願いいたします。

また、次回、10月31日の会議につきましては、千葉県内での開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(7) 閉会

○会長

ありがとうございます。皆様の御協力をもちまして、円滑に議事を進めることができました。改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。御苦労さまでございました。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和元年度定例第一回（春）の関東地方知事会議を閉会いたします。皆様、長時間お疲れさまでございました。御協力ありがとうございました。

(終了)